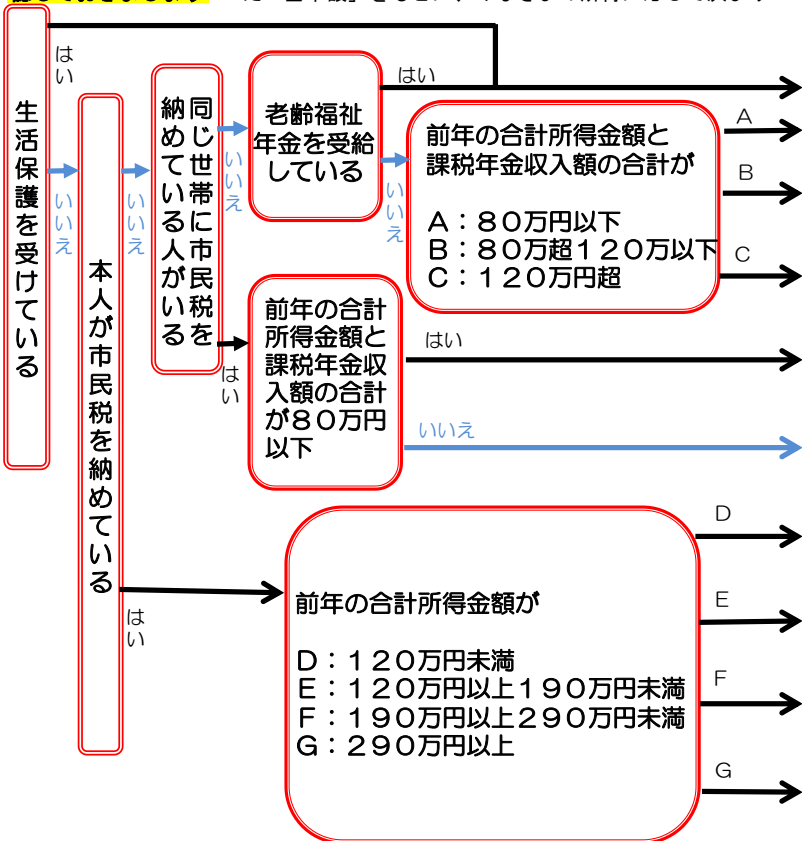


あなたの保険料を確認しておきましょう

※65歳以上の人の保険料は、上記計算により算出された「基準額」をもとに、みなさまの所得に応じて決まり



所得段階	対象者	条例に定める負担割合 A	公費軽減割合		本人負担割合 C=A-B	介護保険料 (年額) C×本人負担割合
			対象年度	B		
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50	H27、H28	0.05	0.45	28,400円
			H29	0.20	0.30	18,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75	H27、H28	—	0.75	47,200円
			H29	0.25	0.50	31,500円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75	H27、H28	—	0.75	47,200円
			H29	0.05	0.70	44,100円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	H27、H28 H29	—	0.90	56,700円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	H27、H28 H29	—	1.00	63,000円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	H27、H28 H29	—	1.20	75,600円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	H27、H28 H29	—	1.30	81,900円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	H27、H28 H29	—	1.50	94,500円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上の方	1.70	H27、H28 H29	—	1.70	107,100円

※公費による低所得者（第1段階から第3段階）の保険料軽減割合は、国が定める軽減の範囲内で保険者が定めます。社会保障と税の一体改革の一環として消費税の増税分をあてることとしているため、平成27年度は第1段階のみの軽減となります。なお、平成29年度に予定している第1段階の軽減拡大や第2及び第3段階の公費軽減は、消費税引き上げ時の実施となります。

※老齢福祉年金・・・明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得のない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※合計所得金額・・・収入金額から必要経費に相当する金額（65歳以上の方の年金収入の場合は120万円）を控除した金額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。